

## 岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援し、農山漁村の活性化を図るため、事業実施主体が、**岩手県農業基盤整備促進事業**（以下「**補助事業**」という。）を行う場合に要する経費及び事業実施主体が**補助事業**を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する**補助事業の区分**、**事業実施主体**、経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

### (経費相互間の流用の禁止)

第3 別表第1の経費の欄に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはならない。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業メニューの新設又は廃止
- (3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、**別表1の重要変更欄**に掲げる変更  
(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

### (立入検査等)

第5の2 広域振興局長（以下「局長」という。）は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

### (事業の遂行の状況に係る報告)

第6 補助事業者は、補助金の交付決定があった年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在における事業の遂行の状況について、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金遂行状況報告書（様式第8号）により、各四半期の最終月の翌月10日までに局長に報告するもの

とする。

(前金払)

第7 局長は、必要があると認める場合は、補助金を前金払することができる。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金前金払請求書(様式第9号)を局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月19日から施行し、令和2年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月18日から施行し、令和3年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2関係）

区 分	事業実施主体	経 費	補助額	重要変更
農山漁村 振興交付 金（農山漁 村発イノ ベーショ ン対策）	農山漁村振 興交付金交付 等要綱（令和 3年4月1日 付け2農振第 3695号農林水 産事務次官依 命通知）別表 1の区分の欄 の（1）のイ の（イ）に掲 げる事業実施 主体	事業実施主体 が農山漁村振興 交付金交付等要 綱別表1の区分 の欄の（1）の イの（イ）に掲 げる事業を行う 場合に要する経 費及び事業実施 主体が当該事業 を行う場合に要 する経費に対し て市町村が補助 する場合に要す る経費	農山漁村振興交付 金交付等要綱別表1 の区分の欄の（1） のイの（イ）に掲げ る交付率	農山漁村振興 交付金交付等要 綱第17に掲げる 軽微な変更以外 の変更
農山漁村 振興交付 金（情報通 信環境整 備対策）	農山漁村振 興交付金交付 等要綱別表1 の区分の欄の （5）に掲げ る事業実施主 体	事業実施主体 が農山漁村振興 交付金交付等要 綱別表1の区分 の欄の（5）に 掲げる事業を行 う場合に要する 経費	農山漁村振興交付 金交付等要綱別表1 の区分の欄の（5） に掲げる交付率	
農地耕作 条件改善 事業	農地耕作条 件改善事業実 施要綱（平成 27年4月9日 付け26農振第 2069号農林水 産事務次官依 命通知）第5 に掲げる事業 実施主体	事業実施主体 が農地耕作条件 改善事業実施要 綱別表に掲げる 事業を行う場合 に要する経費及 び事業実施主体 が当該事業を行 う場合に要する 経費に対して市 町村が補助する 場合に要する経 費	農地耕作条件改善 事業実施要綱別表の 区分の欄に掲げる 1. 定額助成の事業 については、農地耕 作条件改善事業実施 要領（平成27年4月 9日付け26農振第 2070号農林水産省農 村振興局長通知）第 6により算出される 額 農地耕作条件改善 事業実施要綱別表の 区分の欄に掲げる 2. 定率助成の事業	農地耕作条件 改善事業交付金 交付要綱（平成28 年4月1日付け 27農振第2324号 農林水産事務次 官依命通知）第11 に掲げる軽微な 変更以外の変更

			<p>については、当該経費の 64 パーセント（中山間地域等（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及</p>	
--	--	--	---	--

			<p>び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特定市町村」という。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特別特定市町村」という。)を含む。)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域、急傾斜畑地帯(旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。))又は棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。以下同じ。)において行う事業にあつては、69パ</p>	
--	--	--	--	--

			<p>ーセント) に相当する額以内の額</p> <p>(備考1) 特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付額を、実施要綱第17の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては69パーセント、令和4年度にあっては69パーセント、令和5年度にあっては68パーセント、令和6年度にあっては67パーセント、令和7年度にあっては66パーセント、令和8年度にあっては65パーセントに相当する額以内の額とする。</p> <p>(備考2) 特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯</p>	
--	--	--	--	--

			及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付額を、実施要綱第17の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては69パーセント、令和4年度にあっては69パーセント、令和5年度にあっては69パーセント、令和6年度にあっては68パーセント、令和7年度にあっては67パーセント、令和8年度にあっては66パーセント、令和9年度にあっては65パーセントに相当する額以内の額とする。	
農業競争力強化農地整備事業	農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知、29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）別紙5第3に掲げる事業実施主	事業実施主体が農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5別表1に掲げる事業を行う場合及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5第9及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）別紙（8）により算出される額とする。	土地改良事業関係補助金交付要綱第11第8項に掲げる軽微な変更以外の変更

	体			
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱別表に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）第8及び農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱別表により算出される額 ただし、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表1の対策種類の欄の(1)に掲げるアの事業（以下「要領別表1(1)ア事業」という。）については、当該経費の64パーセント（中山間地域等において行う事業にあつては、69パーセント）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表2の対策種類の欄の(1)に掲げるオの事業（以下「要領別表2(1)オ事業」という。）については、当該経費の68パーセント（中山間地域等において行う事業にあつては、73パーセント）、農業水路等長寿	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）第10に掲げる軽微な変更以外の変更

			<p>命化・防災減災事業 実施要領要領別表 2 の対策種類の欄の (1)に掲げるクの事 業（以下「要領別表 2 (1)ク事業」とい う。）については、当 該経費の71パーセン ト（中山間地域等に おいて行う事業にあ っては、76パーセン ト）に相当する額以 内の額とし、備考1 及び備考2とする。</p> <p>(備考1) 特定市町村の区 域のうち特別豪雪 地帯、振興山村、 特定農山村地域、 急傾斜畑地帯、指 定棚田地域及び特 別特定市町村の区 域以外の区域内に おいて行う事業に ついては、令和3 年度から令和8年 度までの間の交付 額を、実施要綱第 7の2による計画 認定があった年度 に応じて、それぞ れ以下のとおりと する。</p> <p>(1) 要領別表 1 (1)ア事業 令和3年度 にあっては 69 パーセント、令 和4年度にあ っては 69パー セント、令和5</p>	
--	--	--	---	--

			<p>年度にあつては 68 パーセント、令和 6 年度にあつては 67 パーセント、令和 7 年度にあつては 66 パーセント、令和 8 年度にあつては 65 パーセントに相当する額以内の額とする。</p> <p>(2) 要領別表 2 (1)オ事業</p> <p>令和 3 年度にあつては 73 パーセント、令和 4 年度にあつては 73 パーセント、令和 5 年度にあつては 72 パーセント、令和 6 年度にあつては 71 パーセント、令和 7 年度にあつては 70 パーセント、令和 8 年度にあつては 69 パーセントに相当する額以内の額とする。</p> <p>(3) 要領別表 2 (1)ク事業</p> <p>令和 3 年度にあつては 76 パーセント、令和 4 年度にあつては 76 パーセント、令和 5</p>	
--	--	--	--	--

			<p>年度にあつては 75 パーセント、令和 6 年度にあつては 74 パーセント、令和 7 年度にあつては 73 パーセント、令和 8 年度にあつては 72 パーセントに相当する額以内の額とする。</p> <p>(備考 2)</p> <p>特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 9 年度までの間の交付額を、実施要綱第 7 の 2 による計画認定があつた年度に応じて、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(1) 要領別表 1</p> <p>(1)ア事業</p> <p>令和 3 年度にあつては 69 パーセント、令和 4 年度にあつては 69 パーセント、令和 5 年度にあつては 69 パーセン</p>	
--	--	--	---	--

			<p>ト、令和6年度 にあつては 68 パーセント、令 和 7 年度にあ つては 67 パー セント、令和 8 年度にあつて は 66 パーセン ト、令和9年度 にあつては 65 パーセントに 相当する額以 内の額とする。</p> <p>(2) 要領別表 2 (1)オ事業 令和 3 年度 にあつては 73 パーセント、令 和 4 年度にあ つては 73 パー セント、令和 5 年度にあつて は 73 パーセン ト、令和6年度 にあつては 72 パーセント、令 和 7 年度にあ つては 71 パー セント、令和 8 年度にあつて は 70 パーセン ト、令和9年度 にあつては 69 パーセントに 相当する額以 内の額とする。</p> <p>(3) 要領別表 2 (1)ク事業 令和 3 年度 にあつては 76 パーセント、令 和 4 年度にあ</p>	
--	--	--	--	--

			<p>っては 76 パーセント、令和 5 年度にあつては 76 パーセント、令和 6 年度にあつては 75 パーセント、令和 7 年度にあつては 74 パーセント、令和 8 年度にあつては 73 パーセント、令和 9 年度にあつては 72 パーセントに相当する額以内の額とする。</p>	
<p>中山間地域所得向上支援対策</p>	<p>中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1140 号農林水産省生産局長通知、28 農振第 1337 号農村振興局長通知）別紙 1 第 2、別紙 2 第 2、別紙 3-1 第 3、別紙 3-2 第 2 及び別紙 3-3 第 2 に掲げる事業実施主体</p>	<p>事業実施主体が中山間地域所得向上支援対策実施要領別紙 1 第 6、別紙 2 別表 1、別紙 3-1 別表、別紙 3-2 別表 1 及び別紙 3-3 別表に掲げる事業を行う場合並びに事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p>	<p>中山間地域所得向上支援対策実施要領別紙 1 別表、別紙 2 第 7、別紙 3-1 別表、別紙 3-2 第 4 及び別紙 3-3 第 7 により算出される額</p>	<p>中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1355 号農林水産事務次官依命通知）別表に掲げる軽微な変更以外の変更</p>
<p>附帯事務費</p>	<p>他の区分のすべての事業実施主体</p>	<p>市町村が指導監督その他の事業に附帯する事務及び事業実施主体が当該事務を行う場合に要</p>	<p>当該事務又は事業実施主体が当該事務を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の 2 分の 1</p>	

		する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	に相当する額以内の額	
--	--	--------------------------	------------	--

別表第2（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条 の規定による 書類	岩手県農業基盤整備促進事 業費補助金交付申請書 1 地区別事業内容及び配 分表 2 その他局長が必要と認 める書類	第1号  第2号	各1部	別に定める。
規則第6条 第1項第1 号、第2号及 び第3号の 規定により 承認を受け る場合の書 類	岩手県農業基盤整備促進事 業変更（中止、廃止）承認申 請書 1 地区別事業内容及び配 分表 2 その他局長が必要と認 める書類	第3号  第2号	各1部	変更（中止・廃止） の理由が生じた日 から15日以内
規則第13条 第1項の規 定による書 類	岩手県農業基盤整備促進事 業費補助金請求（精算）書 1 実績報告書 2 収支精算書 3 附帯事務費 4 その他局長が必要と認 める書類	第4号  第5号 第6号 第7号	各1部	事業完了後30日以 内又は事業実施年 度の3月31日のい ずれか早い日